

海外留学プログラム誓約書

政治経済学術院長 殿

私は、早稲田大学(以下、本学という)の海外留学プログラム(以下、留学プログラムという)に出願および参加するにあたり、次の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、早稲田大学海外留学生の資格や、早稲田大学のサポートを受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 留学に臨む姿勢

- 1) 海外留学の趣旨を十分理解し、留学先大学にて学業に精励すること。
- 2) 参加する留学プログラムの定める講座をすべて履修すること。
- 3) 学業成績が留学先大学の基準を下回る場合はプログラムへの参加中止の措置がとられることがあるので、これに従うこと
- 4) 留学プログラム期間中は、本学の学生としての自覚と責任のもと、留学先国の法令・留学先大学の学則・本学の諸規則を遵守し、留学先大学の指導教員・担当者等の指示に従い、留学先国の公序良俗に反する行為は厳に慎むこと。
- 5) 留学プログラム期間中、災害・暴動・テロ・事故・疾病・犯罪等による損害および対応処置について、本学に一切責任を問わないこと。
- 6) 留学プログラム期間中、自らの故意・過失・法令違反・公序良俗に反する行為によって、留学先大学または第三者に対し損害等を与えた場合は、本学に一切責任を問わないこと。また、自らが留学先大学または第三者に与えた損害等により、本学が損害賠償の責を負った場合は、自らの責任において、本学が被った損害を補填すること。

2. 手続き

- 1) 留学プログラムに関連して求められる全ての提出物は、必ず期限までに提出すること。
- 2) 留学に必要な諸手続き(各種提出書類の作成・パスポート/ビザの取得・本学の所属学部/研究科における留学および復学手続・単位認定手続・留学費用の支払い・保険加入等)は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
- 3) 留学プログラム候補者として選抜されることは、留学先大学へ候補者として推薦されることであり、留学先大学での受入を保証するものではないことを了承すること(留学先大学の事情によっては、受入が許可されない場合がある)。
- 4) 留学プログラム候補者として選抜された後は本学が正当と認める以外辞退できないこと。
- 5) プログラム期間の延長は原則として認められないことを了承すること。
- 6) 留学期間終了後は必ず所属学部・研究科にて所定の手続きを経て、本学へ復学すること。
- 7) 保護者等とは、学生が学修研究活動を円滑に遂行していく上で、本学と連携し、学生を指導、支援する立場の者とする。
- 8) 留学にかかる経費を定められた期日までに準備する必要があるため、WEB 出願時に申請するプログラム全てに参加が可能かを、事前に保護者等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。
- 9) 留学にかかる所定の費用(本学学費、プログラムフィー等)を定められた期日までに支払うこと。支払に遅延がある場合、留学終了後の単位認定・次学期の科目登録に支障が生じる場合があることを了承すること。

3. プログラムの中止・変更

- 1) 留学先国(地域)の治安・感染症などの状況によって、日本政府(主に外務省)が発出する情報等(主に危険レベルや感染症危険情報レベル)をもとに本学が方針を策定、留学プログラムの中止・延期または帰国勧告等(オンラインといった授業形態の変更等含)を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。
- 2) 中止・延期または帰国勧告に伴って発生する取消料・違約金・追加費用等は参加者の負担となることを了承すること。
- 3) 留学先大学の方針で、留学プログラムの中止・延期または帰国勧告等(渡航からオンラインといった授業形態の変更等含)が決定した場合も、1)2)と同様の対応となること。

4. 危機管理 (渡航型プログラムのみ)

- 1) 渡航での留学に際して、出発から帰国までの本学指定の海外旅行保険への加入ならびに危機管理対処サービスへの登録を行うこと。
- 2) 本学指定の海外旅行保険に加入した場合でも、留学先大学から別途現地保険に加入を求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- 3) 本学指定の海外旅行保険については、保険始期日(開始日)は日本を出発する日から(*ただし、深夜便フライト利用の際は、自宅を出発する日から)となり、外国籍学生が自国に寄ってから留学先の国へ行く場合であっても、保険始期日(開始日)は、日本を最初に出発する日となる。
- 4) 留学プログラム期間中は、留学プログラムまたは本学で定める居住先がある場合には、その居住先に滞在すること。

- 5) 定める居住先が無い場合は、留学生自身にて居住先を確保しなくてはならない場合があること。

5. 個人情報の提供

- 1) 留学センター・所属学部/研究科が個人情報を留学先機関にプログラム運営管理目的のため提供することに同意すること。
- 2) 留学プログラムの運営のためにまたは学生の安全を守るために、留学先大学が取得した成績情報・生活面の個人情報を本学に提供されることに同意すること。
- 3) 危機管理等の理由で、学生本人の了承を得ずに留学センター・所属学部/研究科から保護者等に情報共有をする場合があることに同意すること。
- 4) 今回提出いただいた個人情報を利用して、早稲田大学が主催するイベント等の案内や、留学プログラム説明会へ体験者としての出席依頼などの連絡をする場合があることを了承すること。
- 5) (渡航型プログラムのみ) 本学指定の海外旅行保険申込時、危機管理対処サービスの登録時、現地到着後に届け出た学生本人および保護者等の個人情報、ならびに留学期間中の事故情報(以下、個人情報という)について、留学センター・所属学部/研究科事務所、株式会社早稲田大学キャンパス保険センター、本学が指定する保険会社・危機管理対処サービスを提供する会社・旅行会社・航空会社・関係省庁・在外公館が、事故時の対応・学生および保護者等との連絡・留学プログラムの運営のために共有・利用することに同意すること。

6. オンラインプログラム(対象者のみ)

- 1) オンラインによる留学への参加の場合、受講のための環境(PC やタブレット等受信機器や通信環境等)整備は、参加学生本人が、自己負担にて行う事を了解すること。
- 2) オンラインによる留学に必要な通信用料は、参加学生の自己負担であることを了解すること。通信などによるトラブルなど、受講に係る一切のトラブルについて、本学に対しその責任を問わないこと。

以 上

年 月 日

学部・研究科: _____

学籍番号: _____

学生氏名: _____ (自署)

保護者等は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保護者等氏名: _____ (自署)

(いずれも直筆でご署名ください。)

署名欄は2頁目のみですが、**提出時には必ず1頁目・2頁目両方をご提出ください。**